

議案第75号

三田市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

三田市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 兵庫県三田市ゆりのき台一丁目

氏 名 三木 尚美

令和4年12月23日提出

三田市長 森 哲男

(提案理由)

令和4年12月24日付をもって、三田市教育委員会委員 三木 尚美 氏の任期が満了するので、後任委員を任命する必要があるため。

(参考)

三田市教育委員会委員一覧表

| 氏名 | 任命年月日 | 任期満了年月日 |
|-------|------------|------------|
| 中上 之仁 | 令和元年12月22日 | 令和5年12月21日 |
| 大野 裕己 | 令和2年12月22日 | 令和6年12月21日 |
| 中野 文雄 | 令和3年12月26日 | 令和7年12月25日 |

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会

の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。
(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることがある。